

**大学生
奨学金貸付
申込みを受け付けます**

優秀な学生で経済的な理由により、就学が困難な学生に対して学資を貸付し、人材の育成を図ることを目的とした、小須戸町奨学金貸付制度があります。

この制度は、大学生（短期大学、専門学校は除く）を対象にしたもので、希望される方は次により申込みをしてください。

◆資格

- 一、小須戸町に一年以上居住している世帯の子弟。
- 二、善良で、かつ健康であって学資の支弁が困難と認められた者。

◆貸与額 月額 三万円

◆貸与期間 貸与決定の月から在学する学校の最長就学年限の卒業期まで。

◆手続 九年度の貸与を希望される方は、奨学金貸付申込書を四月二十五日（金）までに教育委員会へ提出してください。（申込用紙は教育委員会に準備してあります。）

◆資格者の決定 出願者の人物や健康状態、優秀性、学資支

**在宅福祉サービスの利用
を受けている方は登録証
の更新手続が必要です**

ホームヘルプサービス・ショートステイ・デイサービス・紙おむつ・介護用ベッドや車いす・緊急通報装置など老人日常生活用具の給付を受けている方は、在宅福祉サービス利用登録証の更新手続が必要です。

3月7日頃に利用登録者の方へ、更新手続について案内書を送付しますので、

- ① サービス内容に変更しない方は書類に必要事項を記入の上、登録証と一緒に返送してください。
- ② サービス内容に変更・廃止を希望される方は、登録証・印鑑を持参の上、福祉係にご相談ください。

なお、サービス内容によっては医療機関からの診断書が必要な場合もありますし、更新手続が済まされない場合は、サービスを受ける事ができなくなる事もありますので、案内書が届き次第早めに手続を行ってください。

また、受付開始は今年10月よ

弁の困難な程度などについて適格度の高い者から二十名を限度として決定します。

◆その他 小須戸町奨学金以外の公、私設の奨学金との併給は禁止します。（奨学金は無利子とします。）

※詳細は教育委員会へ（内線67番）

**平成9年度小・中学校
児童生徒の就学援助申
請は3月21日(金)までに**

経済的な理由により就学が困難な子どもの家庭に、学用品など教育費を援助する制度があります。受給希望者は次により申請してください。

◆援助を受けられる保護者

平成八年度において、保護者が生活保護法に基づき保護の停止又は廃止を受けた者、市町村民税の非課税又は減免を受けた者、固定資産税の減免を受けた者等で、生活困窮により真に援助を必要とする者。

なお、年度途中においても事情により生活困窮となった場合は、援助を受けられますので申請してください。

◆援助する費用

学用品費、学校給食費

り福祉係（3番の窓口）で行います。登録証の有効期限は1年です。

在宅福祉サービス登録証

利用できる施設 ◆特別支援老人ホーム(介護入居・ショートステイ) かんばの里 新潟市大字区 025-22-1102	◆特別支援老人ホーム(介護入居・ショートステイ) かんばの里 新潟市大字区 025-22-1102
◆特別支援老人ホーム(介護入居・ショートステイ) かんばの里 新潟市大字区 025-22-1102	◆特別支援老人ホーム(介護入居・ショートステイ) かんばの里 新潟市大字区 025-22-1102

**引っ越しのときは
ガス・水道料金の
精算を!!**

春は転勤や転居などに伴う引っ越しの多いシーズンですが、早めの準備でムダなくスムーズにするために、転出や転入の際は、5日前までに必ず役場ガス水道課に連絡してください。

◎転出のとき：使用中の連絡が必要で、連絡事項は使用者番号（領収書に明示）住所・氏

修学旅行費、校外活動費
新入児童生徒学用品費
体育実技用具費、医療費
（学年によって支給費目が異なります。）

◆申請手続
保護者は3月21日（金）までに教育委員会に申請書を提出してください。今まで受けていた人でも希望者は、毎年申請していただきます。（申請用紙は教育委員会にあります。）

◆認定

援助の認定は、申請書や他の資料及び必要に応じ、関連機関の助言を参考にし決定します。

◆認定

4月1日からは、一部の特例業種を除き全面的に週法定労働時間40時間制が適用されます。

**4月1日からは
週40時間制**

各事業場で定める1週間の所定労働時間は40時間を超えてはなりませんので、至急確認のうえ対応をお願いします。

名・引っ越しの日時・連絡先電話番号です。料金の精算は後日改めて請求させていただきます。

- ◎転入のとき：ガスや水道を新たに使用するとき、使用申込みが必要です。
- △ガス機器の種類▽13A
- △熱量▽10、000キロカロリ

**もうすぐ締め切り!
第三号被保険者の
「特例届」**

国民年金の第三号被保険者に該当しているのに届出を忘れていた方は、平成9年3月31日までに「特例届」をすることにより、第三号被保険者の制度ができた昭和六十一年四月以降の保険料を納めた期間として認められます。

過去に第三号の手続をした方も夫が職場を変わった場合など再度、第三号届を提出しなければなりません。「もしかして……」と思いがたなる方は、役場住民係までお問い合わせください。

健康相談

**母子手帳
発行日の
お知らせ**

妊婦及び乳幼児、その他健康について、お悩みの方を対象に健康相談と母子手帳の発行を行っております。

日時 3月3日(月)・10日(月)・17日(月)
24日(月)・31日(月)
午前9時～11時30分
午後1時～4時30分

会場 役場保健センター

※母子手帳発行の際に、保健指導を行いますので、なるべくご本人がおいでください。（印鑑を持参してください。）

**補聴器
巡回相談**

巡回相談

専門の補聴器相談員が、無料でご相談に応じます。お気軽においでください。

△実施者

▽新潟リオン

・時間 午後1時～1時30分まで
・相談日 3月3日(月)・10日(月)
17日(月)・24日(月)・31日(月)

▼キコエ補聴器
・時間 午後3時30分～4時まで
・相談日 3月5日(水)・19日(水)

会場 役場保健センターロビー
いずれも、役場保健センターロビー

**心配ごと
相談**

相談

会場 老人福祉センター
時間 午後1時～3時30分
3月の相談日

4日(火) 斎藤 策・荒木 幸平
11日(火) 吉田 吉平・本望 清策
18日(火) 成田 ノリ・五十嵐 節
25日(火) 木村敬三郎・佐藤二三雄
※相談は無料、秘密厳守。

**無料
法律相談**

法律相談

相談日 3月26日(木)
午前9時30分～12時まで

会場 役場保健指導室(二階)
相談員 古川 兵衛 弁護士

申し込みは前日までに役場住民係へ電話(38-3111番内線37番)でお願います。申し込み人数により、時間を変更することがあります。

行政相談

行政相談

国、地方公共団体が行なう行政サービスについて皆さんの声を聞き、行政の運営改善等、相談に応じます。

相談日 3月12日(水)
午前9時～11時まで

会場 役場保健指導室(二階)
相談員 伊藤 正人 行政相談員

検察審査会をごぞんじですか?

検察審査会は、検察官が「犯人の処罰を求めない」として不起訴処分にした事について、被害者・告訴人等から審査の申立てがあれば、国民から選ばれた11人の検察審査員によって、その処分の当否を審査します。

- ◎秘密は固く守られます。
- ◎費用は一切無料です。

なお、検察審査会の役割を紹介したビデオを無料で貸し出しています。

新潟市学校町通1番町1
新潟地方裁判所内(4階)
新潟検察審査会事務局
☎025-2222-4131

